



# 平成22年10月1日に国勢調査を実施します

※9月下旬から調査員が各世帯にうかがいます

## 概要

- 調査期日 平成22年10月1日
- 調査の対象 国内に住んでいるすべての人（外国人を含む）
- 主な調査項目 男女の別、出生の年月、5年前の住居の所在地、就業状態、従業地または通学地、住居の種類など
- 調査のながれ 総務省統計局—福島県—平田村—指導員—調査員—世帯

## ■ 調査方法が変わります（2つの主な変更点）

平成22年国勢調査は、前回（平成17年）から調査方法に変更があります。主な変更点は、次のとおりです。

### ① 調査票の封入提出方式の全面導入

プライバシー意識の高まりなどに考慮して、記入した調査票は封筒に入れ、封をした状態で提出していただきます。

調査員が、封をした調査票の記入内容を確認することはありません。

### ② 調査票を郵送で提出できる方式の導入

調査票の配布については、これまでどおり調査員が配布しますが、日中、お仕事等で、不在がちな世帯であっても調査票を円滑に提出できるように、郵送による提出ができるようになります。

調査員への提出または郵送による提出のいずれかを、世帯が選択できるようになります。

## ■ 報告の義務について

### ・ 報告の義務があります

国勢調査は、統計法に基づき実施されます。統計法に基づき報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならないとなっています。



## ■ 情報の保護について

- ・ 情報は厳重に管理します

調査票は、封入のまま村へ届けられ、村で開封、内容検査をして、県を經由し、独立行政法人統計センターで集計され、所定の期間厳重に保管された後、溶解処分されます。

- ・ 統計調査の目的以外に使用されません

徴税・犯罪捜査など、統計調査の目的以外に調査票の情報を利用することはありません。

- ・ 調査員など調査に携わる者には、守秘義務があります

国勢調査に従事する者には、統計法により厳格な守秘義務が課せられています。

## ■ 結果の活用について

- ・ 法定人口としての利用

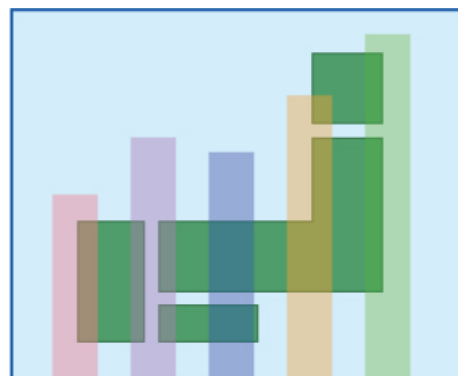
衆議院小選挙区の画定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の基準、地方交付税の交付算定基準など。

- ・ 行政施策の基礎資料としての利用

福祉政策、生活環境整備、防災対策等の国・地方公共団体におけるさまざまな施策や計画策定など。

- ・ 学術、教育、民間など広範な分野での利用

人口学、経済学等の学術研究、人口の将来推計、学校等の教育用資料、企業での需要予測や店舗等の立地計画など。



### ■ お問い合わせ

平田村役場 総務課政策情報係 TEL : 0247-55-3111

- ・ 関連リンク

[平成22年国勢調査について（総務省統計局）](#)

[国勢調査 e-ガイド](#)